

佐久

2006 4 | 1

No.25

広報

SAKU Public Information

佐久市ホームページアドレス <http://www.city.saku.nagano.jp>

Photo 思えば いと疾し この歲月
3月、市内の小中学校では、卒業式が行われました。卒業生の皆さんは、それぞれの思いを胸に、思い出の学び舎を巣立っていきました。(中込中学校)



Contents

- 第1回定例会市議会閉会 23
- 市の組織体制を見直しました 45
- 地域包括支援センターが
介護予防の拠点となります 12-13
- 今月のトピックス 16-17
- 情報インフォメーション 20~23



春の全国交通安全運動がはじまります P8



今月のトピックス

第1回 定例市議会閉会

第1回定例市議会は、3月1日に開会し、3月23日までの23日間の会期で開かれました。市長が提出した議案は、招集日に提出した条例案24件、事件案14件、予算案37件と、3月15日に追加提出した条例案9件、人事案1件の合わせて85件です。

条例

○佐久市国民保護協議会条例

○佐久市国民保護対策本部及び佐久市緊急対処事態対策本部条例

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、それぞれ佐久市国民保護協議会ならびに佐久市国民保護対策本部および佐久市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めました。

○佐久市個人情報保護条例の一部改正

個人情報保護に関する法律の規定等に基づき、市の機関が保有する個人情報についての職員等の違法行為に対する罰則規定を設けました。

○佐久市行政手続条例の一部改正

行政手続法の改正に伴い、同法の条項を引用している規定の整備を行いました。

○佐久市積立基金条例の一部改正

例

佐久市情報通信設備整備事業

債償還準備基金の設置、佐久市営バス事業基金の廃止および佐久市浅科道の駅施設整備基金に係る会計名の変更を行いました。

○佐久市国民健康保険条例の一部改正

正条例

障害者自立支援法の施行に伴い、引用する法令が変更されたため、規定の整備を行いました。

○佐久市国民健康保険税条例の一部改正

正条例

介護保険制度において市が負担する介護納付金の額と国民健康保険税収入との格差を是正するため、国民健康保険税の介護納付金分の税率を改定しました。

○佐久市福祉医療費給付金条例の一部改正

正条例

乳幼児医療に係る福祉医療費給付金について、所得制限を廃止するとともに、現在、入院した場合にのみ給付対象となっていた4歳以上就学前の乳幼児について、通院した場合においても給付の対象に含めました。

○佐久市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

正条例

浅科地区および望月地区におけるし尿および浄化槽汚泥の処分業等の許可に係る手数料について定められました。

○佐久市児童館条例の一部改正

正条例

新たに下越児童館、臼田児童館、青沼児童館およびあさひな児童館を設置するため、必要な事項を定められました。

○佐久市障害児通園施設条例の一部改正

正条例

障害児通園施設2施設のうち、臼田障害児通園施設を廃止し、かしの実園に統合して、児童居宅支援を行うことになりました。

○佐久市介護予防施設条例の一部改正

正条例

○佐久市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

正条例

介護保険法等の一部を改正する法律の一部が本年4月1日に施行されることに伴い、それぞれの施設が行う業務の内容等を改めました。

○佐久市高齢者共同リビング条例の一部改正

正条例

佐久市高齢者共同リビングの

入居決定に関する手続を改めました。

○佐久市農村研修施設条例等の一部改正

正条例

○佐久市御鹿の郷地域ふれあいセンター条例等の一部改正

正条例

○佐久市民会館条例等の一部改正

正条例

類似の施設の使用料等について、それぞれの均衡等を考慮して見直しを行いました。

○佐久市商工業振興条例の一部改正

正条例

市内製造業等の設備投資を促進させるとともに、製造業等の市内への立地を誘導するため、条例による補助金の交付対象事業に「工場等用地取得事業」と「工場等設置事業」を加えました。

○佐久市自然環境保全条例

正条例

市内全域を対象として自然環境の保全に関し必要な事項を定めるため、新たに佐久市自然環境保全条例を制定しました。

○佐久市下水道条例の一部改正

正条例

下水道法の改正に伴い、同法の条項を引用している規定の整備を行いました。

○佐久市特別会計条例の一部改正

正条例

佐久市営バス事業特別会計、佐久市浅科温泉施設特別会計および佐久市浅科道の駅施設特別会計を廃止しました。

○佐久市営バス条例を廃止するため、佐久市営バス条例を廃止しました。

○佐久市望月温泉第一号井源泉施設条例の一部改正

正条例

新たに布施温泉源泉施設を公の施設として管理するため、必要な事項を定められました。

○佐久市公民館条例の一部改正

正条例

佐久市公民館望月地区館の事務所を現在の望月支所から駒の里ふれあいセンターに移動することに伴い、条例中の地区館の位置を改めました。

○佐久市職員の給与に関する条例の一部改正

正条例

国家公務員の給与の改定に準じて、佐久市職員の給料月額を平均4・8パーセント引き下げ等々の改定を行いました。

○佐久市職員の退職手当に関する条例の一部改正

正条例

国家公務員の退職手当の改定に準じて、佐久市職員の退職手当の額の計算方法を改定しました。

○佐久市介護保険条例の一部改正

正条例

介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の所得段階を6段階にし、各所得段階ごとの保険料年額を見直す等の改正を行いました。

○佐久市望月地域老人福祉拠点施設
条例の一部改正条例

○佐久市デイサービスセンター条例
の一部改正条例

○佐久市特別養護老人ホーム複合型
施設条例の一部改正条例

○佐久市立国保浅間総合病院料金案
例の一部改正条例

○佐久市訪問看護事業の実施に関す
る条例の一部改正条例

○佐久市介護老人保健施設条例の一
部改正条例

○介護保険法等の一部を改正す
る法律の一部が本年4月1日に
施行され、新たに介護予防サー
ビス等が創設されることに伴い、
所要の規定の整備を行いました。

事 件

○佐久広域連合規約の変更について
佐久広域連合の処理する事務
の追加および組織市町村からの
経費の負担割合を変更するため
同連合の規約を変更することに
ついて、議会の議決を得ました。

○長野県民交通災害共済組合を組織
する地方公共団体の数の増減につ
いて
伊那市、高遠町および長谷村
の合併に伴い、同組合の組織団
体数の増減について、議会の議
決を得ました。

○川西保健衛生施設組合規約の変更
について

2015

組織市町の分担金の率を変更
するため、同組合の規約を変更
することについて、議会の議決
を得ました。

○非核・平和都市宣言について
○暴力追放都市宣言について

○交通安全都市宣言について
○環境都市宣言について

○部落解放都市宣言について
○子育て支援都市宣言について

○健康長寿都市宣言について
○青少年健全育成都市宣言について

○スポーツ都市宣言について
市町村合併の際、旧4市町村
の間で取り交わされた合併協定
に基づき、旧4市町村において
制定された都市宣言を引き継ぐ
ことを基本としつつ、時代の要
請に照らして見直しを行い、今
回新たに9件の都市宣言を制定
しました。

○市道の路線認定
新たに4路線を認定すること
について、議会の議決を得まし
た。

○市道の路線変更
1路線を変更することについ
て、議会の議決を得ました。

人 事

○教育委員会委員
北原英臣氏を選任することにつ
いて、議会の同意を得ました。

予 算

○平成17年度補正予算

平成17年度の一般会計と17特
別会計の補正予算が可決されま
した。

このうち、一般会計補正予算
(第9号)は、9億6千77万6
千円を追加補正し、総額を40
7億355万8千円としました。
補正の主な内容は、次のとおり
です。(万円未満切捨て)

▼人事管理費(職員退職手当基
金積立金の増額ほか)
6億1,235万円

▼双方向情報通信ネットワーク
事業費(情報通信設備事業特
別会計繰出金の減額)
4,730万円

▼社会福祉事務費(国民健康保
険特別会計繰出金の増額およ
び介護保険特別会計繰出金の
減額) △7,988万円

▼児童保育事業費(私立保育所
保育児童委託料の増額ほか)
2,549万円

▼児童館管理運営事業費(田口
児童館用地購入費の増額ほか)
482万円

▼白田児童館建設事業費(事業
費確定に伴う工事費等の減額)
△1,814万円

▼青沼児童館建設事業費(事業
費確定に伴う工事費等の減額)
△3,270万円

△1,194万円
▼あさしな児童館建設事業費
(事業費確定に伴う工事費等
の減額) △733万円

▼保健衛生事務費(浅間総合病
院特別会計負担金の確定によ
る増額ほか) 2,211万円

▼ごみ収集事業費(確定見込
みに伴うごみ収集委託料の減額)
△4,572万円

▼県営土地改良事業費(県事業
費の確定に伴う県営土地改良
総合整備事業負担金等の減額)
△1,079万円

▼観光施設管理運営事業費(布
施温泉源泉用地および源泉施
設等の購入ほか)
4,724万円

▼道路維持修繕事業費(県道工
事地元負担金の減額、市道凍
結防止剤散布委託料の増額ほ
か) △1,016万円

▼まちづくり交付金遊歩道整備
事業費(田口地区計画見直し
による事業費の減額)
△1,530万円

▼高速交通対策事業費(総合都
市交通施設整備基金積立金の
増額ほか) 3億91万円

▼消防施設整備事業費(高機能
消防指令センター等整備工事
費等の確定による減額ほか)
△3,270万円

▼教育委員会運営事務費(小中
学校施設整備基金積立金の増
額ほか) 5億9,057万円

▼望月小学校建設事業費(事業
費の確定見込みに伴う工事費
の減額ほか)
△8,388万円

▼野沢中学校建設事業費(事業
費の確定見込みに伴う工事費
の減額ほか)
△7,060万円

▼浅間中学校建設事業費(事業
費の確定見込みに伴う測量等
委託料の減額ほか)
△423万円

▼北部給食センター管理運営事
業費(燃料単価の上昇に伴う
燃料費の増額ほか)
354万円

▼長期債元金償還金(公有林整
備事業債の借換による増額)
7,265万円

▼長期債利子償還金(市債借入
額の確定に伴う不用利子の減
額ほか) △6,127万円

○平成18年度当初予算
平成18年度の一般会計と18特
別会計の当初予算が可決されま
した(予算の概要につきましては、4月15日号で詳しくお知らせ
します)。

市の組織体制を見直しました

佐久市行政改革大綱において、「柔軟で機動的な組織体制の確立」が盛り込まれ、時代の変化や多様な市民ニーズに即応できる組織づくりに取り組むこととしており、これに基づいて、4月からの組織体制の見直しを行いました。

見直しに当たっては、「総合支所方式を継続し、市民の皆さんに対する相談窓口や申請受付・届出受理、諸証明の発行等の機能は本庁・支所を問わず行えること」や、「本庁・支所に分散している事業や、本庁内・支所内でそれぞれ分散している事業で、集約・統合することが効率的であり、市民の皆さんの利便性に低下がない場合は、集約・統合を図ること」を前提として行いました。組織体制の見直しの主な内容は、次のとおりです。

■お問い合わせ
企画課 行政改革係
☎02-2111-2622
(内線438)

〈保健福祉部〉

介護保険法の改正により、現在市に設置している基幹在宅介護支援センターの事業を地域包括支援センターへ委託することから、基幹在宅支援センターと同センター内の介護支援係を削減しました。

〈経済部〉

技術職の職員が本庁・支所に分散されていることで、業務の効率的な実施に支障が出ていることから、支所の林務、農村整備、国土調査の各事業を、窓口機能や現場対応機能等を残し、

●経済部

旧	新
経済部 農林課 ● 庶務係 ● 農政係 ● 林務係 ● 農村整備係 ● 国土調整係 商工課 ● 商工振興係 ● 工業振興係 ● 労政係	経済部 農政課 ● 庶務係 ● 農政係 耕地林務課 ● 林務係 ● 農村整備係 ● 国土調査係 商工課 ● 商業振興係 ● 工業振興係 ● 労政係 ● 産業振興センター事業係

本庁のそれぞれの係に集約しました。このことにより、農林課が受け持つ事業量が増大することから、農林課を「農政課」と「耕地林務課」に分割しました。また、企業の技術革新や研究開発、情報対応型企業への変革等の支援を強化するため、新たな

●建設部

旧	新
建設部 土木課 ● 庶務係 ● 管理係 ● 建設係 ● 維持係 都市計画課 ● 計画係 ● 街路係 ● 公園係 ● 区画整理係 高速交通課 ● 高速交通係 ● 関連工事係	建設部 監理課 ● 庶務係 ● 管理係 土木課 ● 建設第1係 ● 建設第2係 ● 維持係 道路応急工事室 ● 応急工事係 都市計画課 ● まちづくり推進係 ● 街路区画整理係 公園緑地課 ● 公園整備係 ● 公園管理係 高速交通課 ● 高速交通係 ● 関連工事係 ● 用地係

〈建設部〉

に、商工課内に「産業振興センター事業係」を設置しました。

技術職の職員が本庁・支所に分散されていることで、業務の効率的な実施に支障が出ていることから、支所の窓口機能や現場対応機能等は残し、建設部門の業務を本庁のそれぞれの課に集約しました。

また、工事等の管理と施工機能を強化するとともに、応急的な工事に速やかに対処するため、土木課を「監理課」「土木課」「道路応急工事室」に分割しました。

都市計画課においては、総合的なまちづくりを推進する係として、計画係を「まちづくり推進係」と改称するとともに、大規模な区画整理事業が終了したことから、街路係と区画整理係を統合し、「街路区画整理係」としました。また、公園事業に関しては、今後大きな新規事業が予定されていることから、都市計画課から独立し、「公園緑地課」を新設しました。

高速交通課においては、中部横断自動車道の建設を促進するため、同課内に「用地係」を新設しました。

〓白田支所・浅科支所・望月支所

各支所については、市民の皆さんにとってサービスが低下しないことを前提として、より効率化を図れる事業については、支所内で統合したり、本庁に集約したりしました。

このことにより、総務課においては、管財係の事務を本庁に集約するとともに、税務係と収税係を一体化して「税務係」としました。

住民課においては、人権同和対策係と各地区の人権文化センターで分割して行っていた事業を集約し、人権文化センターに一本化しました。

保健福祉課においては、福祉係と児童係を一体化し、「福祉児童係」とし、高齢者支援係と介護保険係を一体化し、「高齢者福祉係」としました。

経済課においては、耕地林務係の事業の内、窓口機能や現場対応機能、財産区に関する事務を残して、本庁に集約しました。

建設課においては、管理係、土木係の事業の内、窓口機能や現場対応機能を残して本庁に集約し、新たに「建設係」を新設しました。

経済課と建設課については、統合して「経済建設課」としました。

〓教育委員会

教育委員会の事務局や教育機関は、業務内容が多岐に渡るとともに、所管する施設も多く、管理が広範囲に渡ることなどが

ら、教育委員会内に「学校教育部」と「社会教育部」を設置し、管理機能の充実を図ることとしました。

学校教育部には「学校教育課」、「教育施設建築室」、各小中学校、各学校給食センターを配置し、社会教育部には「生涯学習課」、「文化施設管理室」、「体育課」、「文化財課」、「公民館」、「中央図書館」、「近代美術館」を配置しました。

なお、各支所の教育振興課は、窓口機能を支所の住民課に残し、

〓浅間総合病院

介護保険法の改正により、介護予防対策から介護サービスや医療サービスの実施まで介護支援事業を総合的に行う「地域包括支援センター」を在宅支援室内に設置しました。

〓白田支所・浅科支所・望月支所

旧	新
支所	支所
総務課	総務課
●庶務係	●庶務係
●管財係	●税務係
●税務係	
●収税係	
住民課	住民課
●市民係	●市民係
●生活環境係	●生活環境係
●人権同和対策係	
保健福祉課	保健福祉課
●福祉係	●福祉児童係
●児童係	●高齢者福祉係
●高齢者支援係	●保健係
●介護保険係	
●保健係	
経済課	経済建設課
●農政係	●農政係
●耕地林務係	●商工観光係
●商工観光係	●建設係
建設課	
●管理係	
●土木係	

〓教育委員会

旧	新
事務局・教育機関	学校教育部
教育総務課	学校教育課
●庶務係	●庶務係
	●学務係
	●学校施設管理係
学校教育課	教育施設建築室
●学務係	●施設整備係
●施設係	小・中学校
小・中学校	学校給食センター
学校給食センター	
生涯学習課	社会教育部
●生涯学習係	生涯学習課
●青少年係	●庶務係
●男女共生係	●生涯学習係
●国際交流係	●青少年係
文化財課	●男女共生係
公民館	●国際交流係
中央図書館	文化施設管理室
近代美術館	●管理係
白田教育振興課	文化財課
浅科教育振興課	公民館
望月教育振興課	中央図書館
	近代美術館

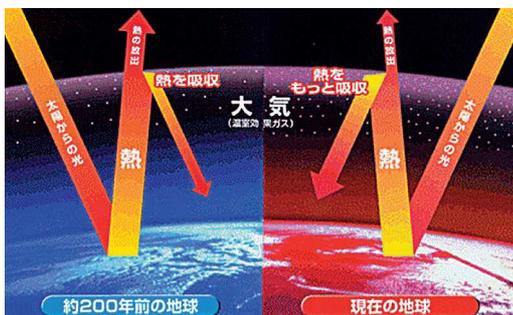


今、地球上では温暖化やごみの問題など、さまざまな環境問題が起きています。このコーナーでは、皆さんに環境のことをもっとよく知ってもらうために、さまざまな環境問題についてわかりやすく紹介していきます。このページを読んで、皆さんも環境を守るためにできることを考えてみてください。



第1回 ～地球温暖化ってなに?～

第1回目は、「地球温暖化問題」について学んでいこう! 最近テレビなどで、地球温暖化という言葉聞くことも多いと思うけど、なんで地球が暖かくなってきているのかわかるかな?



全国地球温暖化防止活動推進センター製作
「青い地球の物語」より

地球温暖化の原因は?

なぜ地球が暑くなってきているのでしょうか? それは、大気中に二酸化炭素などの温室効果ガスが増えたからだとされています。

地球は太陽のエネルギーで温められていますが、温められた熱は宇宙に放出されます。しかし、一部の熱は二酸化炭素などの温室効果ガスによって地上に戻されるのです。ビニールハウスの中が暖かいのと同じだと思ってください。

地表の平均気温は15℃ですが、温室効果ガスがなくなってしまうと平均気温は-18℃になってしまうといわれています。温室効果ガスにより、生物がちょうど暮らしていける気温が保たれていますが、ガスの量が増えると、地上に戻される熱の量も増えてしまうので、地球の気温が上がっていってしまうと考えられています。



暑いよ〜

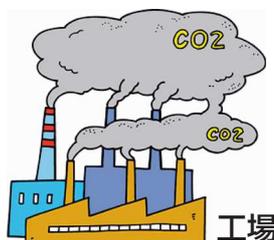
温室効果ガスが増えた理由

温室効果ガスの代表的なものは二酸化炭素(CO₂)などです。

二酸化炭素は、火力発電や自動車の排気ガス、工場の排気など、化石燃料を燃やすことによって発生します。つまり、皆さんがテレビを見たり、お風呂に入ったり、自動車に乗ったりすることでも二酸化炭素が発生するのです。

機械による大量生産が始まってから、人間が石油や石炭をたくさん使うようになり、この250年間で二酸化炭素の濃度は30%以上も増えたといわれています。

でもどうして温室効果ガスは増えたんだろう?



工場



自動車



家電製品

環境クイズ

地球温暖化の原因とされているのはなんでしょう?(答えはこのページの下)

- ① オゾン層の破壊
- ② 二酸化炭素などの温室効果ガスの増加
- ③ 太陽から出るエネルギーの増加



次回5月1日号では、このまま温暖化が進んでいったらどうなってしまうのか見てみよう!



自然観察会のご案内

桜咲く春の休日に、
家族みんなで野鳥観察やウォークラリーを楽しみながら、
身近な環境について考えてみませんか？

私たちは、きれいな空気、水そして豊かな自然など、恵まれた環境の中で暮らしています。21世紀は「環境の世紀」とも言われています。最近、温室効果ガスの影響と思われる地球温暖化や、大気・水質の汚染、外来種の侵入による生態系の変化といった影響は、身近なところでも現れつつあります。

そこで、野鳥観察のメッカとなっている東京電力第一調整池周辺を中心に、野鳥観察やウォークラリーを通じて、自然とふれあい、自然に親しみ、美しい自然と共生しながら未来へ引き継ぐことを考える「自然観察会」を開催します。

日時 4月22日(土) 午前10時～午後3時 (雨天決行)

場所 東京電力(株)第一調整池
〔佐久市中込(杉の木)〕

- 内容 (予定)
- ◇日本野鳥の会会員を講師とした野鳥観察
 - ◇調整池を一周しながら、掲示してあるクイズに答えるウォークラリー (景品あり)
 - ◇公園の利便性体験
 - ◇電気自動車の展示・体験乗車
 - ◇やきそば、豚汁の無料提供
 - ◇電気工作教室
 - ◇ソーラーカーの展示 (雨天中止)
 - ◇小鳥の巣箱づくり (材料代300円)

参加費
無料



■主催・お問い合わせ
東京電力(株)千曲川電力所 ☎0267-22-9561
■後援 佐久市

春の全国交通安全運動が

はじまります！

春、新入学児童・園児達が元気に外へ飛び出す季節です。また、行楽シーズンを迎え、ご家族そろって出かける機会も多くなります。幼い子どもの命を守るのは、大切な大人の役目。

日々発生する悲惨な交通事故を防止するのは、道路を利用する全ての人の責任です。ドライバーも歩行者も交通ルールとマナーを守り、交通事故を防止しましょう。

手を上げて

しっかりと見よう 右左

運動の期間

4月6日(木)から4月15日(土)までの10日間



運動の重点

子どもと高齢者の交通事故防止

- 【全国】
 - ▼自転車の安全利用の推進
 - ▼シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 【長野県】
 - ▼生活道路における交通事故の防止

①自転車の安全利用の推進

●信号を守り、交差点では一時停止をするなど、交通ルールの遵守と安全確認の徹底をしましょう。また、薄暮時・夜間は必ずライトを点灯し、反射材を身に付けるなど、周囲に自分の存在がわかるようにしましょう。

●危険な二人乗りや傘差し運転、携帯電話の使用はやめましょう。ま

た、自転車が行き通れる歩道では歩行者を保護し、安全運転の励行に努めましょう。

●駅前や商店街の歩道など、通行の妨げになる場所に自転車を放置することはやめましょう。

②シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

●交通事故の被害を軽減するには、シートベルトやチャイルドシートの着用が有効です。また、チャイルドシートは、幼児の体格にあったものを選び、正しくしっかりと取り付けてください。取り付けがゆるんでいないかなど、日ごろから点検することが大切です。

●子どもを抱いた状態で交通事故を起こしたらどうなるでしょうか？時速40kmで正面衝突した場合、衝撃は瞬時に子どもの体重の30倍にもなり、とても支えることはできません。また、小さい時からチャイルドシートの着用習慣を身につけさせることは、将来のシートベルト着用の意識に結びつく大事な安全教育のひとつです。

③生活道路における交通事故の防止

●自動車乗車中の死者のうち、約6割はシートベルト非着用者です。ドライバーを含め全員がシートベルトを着用しましょう。また、エアバッグはあくまでもシートベルトの補助装置です。近くまでだから、面倒だから、と言わずに、座席に座ったらシートベルトを締め、習慣を身につけましょう。

●高齢者の交通事故の70%は、自宅から1km以内の身近な道路で起きています。長年住み慣れた自宅近くの道路は、高齢者にとって「我が家の庭」同然。だから、警戒心も抱かず歩いてしまうのです。

●あなたは、交通量が増えたり、道路環境が変わっているのに、「これまで交通事故にあったことがないから」とか「慣れているから大丈夫」と昔と同じ感覚で道路を渡るうとしていませんか？

●ドライバーの方は、住宅地域などの交通量が少ない「生活道路」では、第一に高齢歩行者への警戒心を高め、道路を歩いている高齢者を見かけた場合には、万が一の行動を予測して運転しましょう。

お問い合わせ

生活環境課 生活交通係

☎02-2111(内線2663)

平成18年度の介護保険料が変わります

介護保険制度の改正や介護サービスの増加により

低所得の方の介護保険料が軽減されるようになっていきます

平成18年度の介護保険料(65歳以上)

所得段階	対象者	18年度介護保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で本人および世帯全員が市民税非課税	23,800円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	23,800円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で本人が第2段階以外	35,800円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に課税者がいる)	47,700円
第5段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満	59,700円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上	71,600円

介護保険料の見直しにより所得段階の基準や介護保険料が変わりました。

介護保険料の納付方法は、2種類に分かれます

ご自身で納付方法は選択できません

納付していただく額は、次のとおりです。平成18年度の市民税の課税状況確定前は、前年度の保険料に基づいて算定した保険料を暫定賦課(仮徴収額)として納付していただきます。確定後は、18年度年間保険料額を算定し、そこから暫定賦課(仮徴収額)分を差引いた額を、本算定賦課(本徴収額)として納付していただきます。

■ 特別徴収(年金から差し引きにより介護保険料を納付)

- 年金定期支給月(偶数月)に介護保険料を年金から自動的に差し引かれ納付していただきます(ご自身で市役所、金融機関等で納付していただく必要はありません)。
- 年金支給額の年額が18万円以上の方が対象となります。
- 老齢福祉年金は、特別徴収の対象となりません。

特別徴収額 仮徴収額：前年度2月(平成18年2月)分の保険料と同じ額を4月、6月、8月に納付していただきます。

本徴収額：18年度の年間保険料額から仮徴収額(4月、6月、8月の合計額)を差引いた額を本徴収額として10月、12月、平成19年2月に納付していただきます。

通知時期 介護保険料特別徴収開始通知書は、年1回9月にお送りします。

■ 普通徴収(個別に市へ納付)

- 特別徴収とならない方が対象となります。
 - 納入通知書により、各納期(12回)に市役所、支所、出張所、金融機関等で納付していただきます。
- ※口座振替による納付が便利です(申込が必要となります)。

普通徴収額 仮徴収額：1期(4月)から3期(6月)までを納付していただきます。
本徴収額：18年度の年間保険料額から仮徴収額(4月から6月までの合計額)を差引いた額を本徴収額として、4期(7月)から12期(平成19年3月)までを納付していただきます。

通知時期 介護保険料納入通知書は、年2回4月と7月にお送りします。

※徴収額、徴収方法に変更があった場合は、別途通知をお送りします。

■お問い合わせ 介護保険課 資格管理係 ☎62-2111(内線217・219)

地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します

シリーズ第3回目は、10月施行の「障害児施設の利用方式」と「補装具と日常生活用具の制度」についてお知らせします。

なお、障害者自立支援法に基づき、佐久市で実際に実施される新しい事業（サービス）については、平成18年度に策定を予定している、「障害福祉計画」で検討し、決定していきますので、今後の広報等でお知らせします。

※障害福祉サービスを利用する場合、障害者の方および障害児の保護者の方は、市町村（障害児施設は、都道府県）の決定が必要になります。申請は、お早めをお願いします。

◆障害児施設は、契約方式に変わります（平成18年10月～）

障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わります。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、これまで同様、現在入所している方のうち障害の程度が重度である場合は、満18歳に達した後の延長利用を可能とするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えていても、新たな施設利用を可能としています。

障害児施設の利用者負担

- 福祉型の障害児施設については、サービスにかかる費用は1割負担、食費・光熱水費は実費負担となります。
- 医療型の障害児施設については、サービスにかかる費用の1割負担（福祉分、医療分ともに）、食費については、入院時食事療養費の標準負担額分の負担となります。
- その他、日常生活にかかる費用等が実費負担となります。
- 福祉型、医療型ともに地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担となるよう、軽減措置が講じられます。

福祉型の障害児施設の利用者負担

食費等（全額負担） ※ただし補足給付あり	福祉サービス費 1割負担	利用者負担									
<p>●生活保護、低所得1,2の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>その他生活費※ 2.5万円</td> <td>定率負担 1.5万円</td> <td>食費、光熱水費 5.8万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">年収200万円未満世帯における一人当たりの平均的な支出約5.0万円</td> <td>補足給付</td> <td></td> </tr> </table>				その他生活費※ 2.5万円	定率負担 1.5万円	食費、光熱水費 5.8万円		年収200万円未満世帯における一人当たりの平均的な支出約5.0万円		補足給付	
その他生活費※ 2.5万円	定率負担 1.5万円	食費、光熱水費 5.8万円									
年収200万円未満世帯における一人当たりの平均的な支出約5.0万円		補足給付									
<p>●一般の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>その他生活費※ 2.5万円</td> <td>定率負担 (事業費の1割)</td> <td>食費、光熱水費 5.8万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">平均的な世帯における一人当たりの平均的な支出約7.9万円</td> <td>補足給付</td> <td></td> </tr> </table>				その他生活費※ 2.5万円	定率負担 (事業費の1割)	食費、光熱水費 5.8万円		平均的な世帯における一人当たりの平均的な支出約7.9万円		補足給付	
その他生活費※ 2.5万円	定率負担 (事業費の1割)	食費、光熱水費 5.8万円									
平均的な世帯における一人当たりの平均的な支出約7.9万円		補足給付									

医療型の障害児施設の利用者負担

医療費（保険給付）	福祉サービス費	入院時食事療養費（保険給付）	利用者負担			
障害児施設医療費						
1割負担	1割負担	標準負担額				
医療部分の利用者負担額	+	福祉部分の利用者負担額	+	実費負担 780円、650円、500円/日	=	福祉型施設と同様の負担となるよう軽減措置を実施

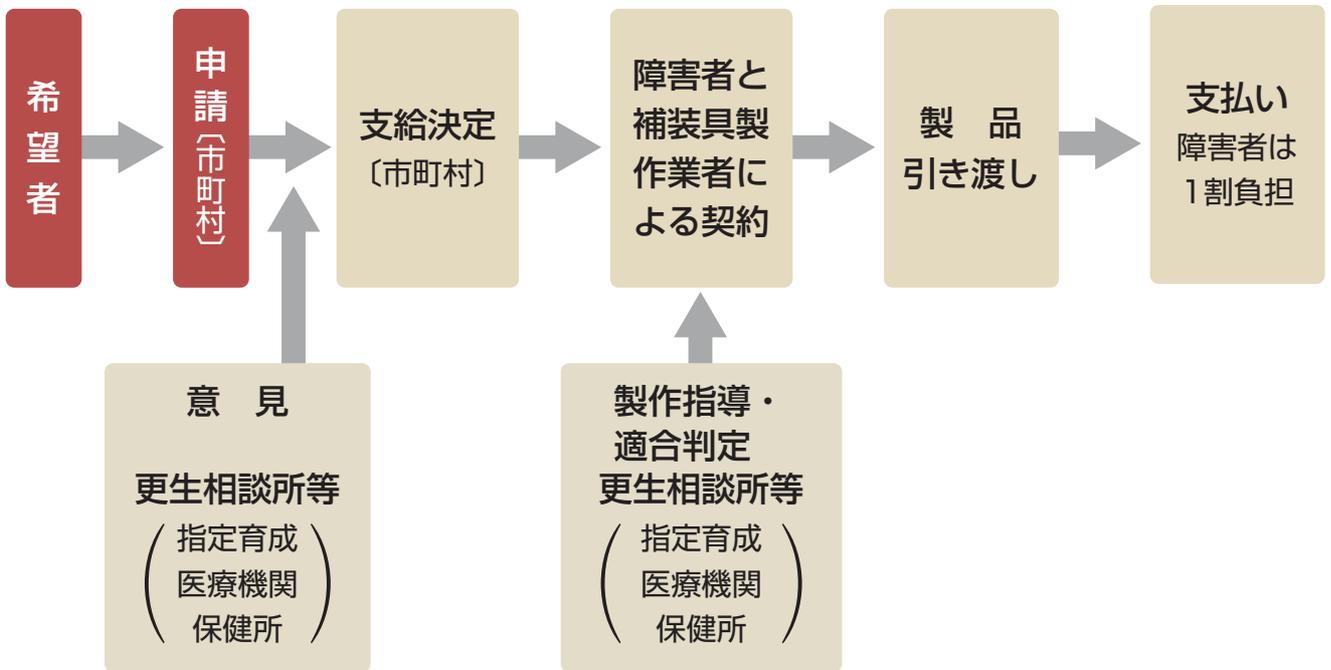
◆補装具と日常生活用具の制度は、こう変わります (平成18年10月～)

これまでの補装具給付制度と日常生活用具給付等事業は、個別給付である補装具費と、地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編されます。

補装具	障害者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの等 (義肢、装具、車いす等)
日常生活用具	日常生活上の便宜を図るための用具

補装具費
の支給

- これまでの現物支給から、補装具費 (購入費、修理費) の支給へと大きく変わります。利用者負担についても定率負担となり、1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。



日常生活用具
の給付(貸与)

- 給付決定は、障害者または障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。
- 利用者負担は市町村が決定します。

あなたを支える
制度を活用しましょう

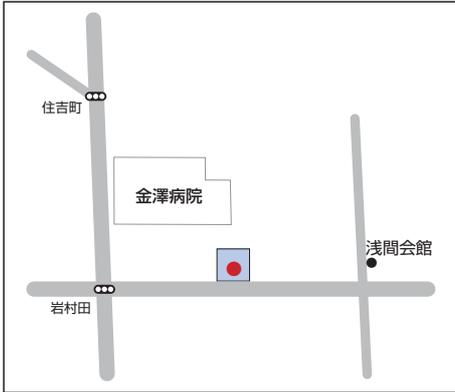
- 不服審査申立 認定された障害程度区分や、支給決定について不服のある場合には、県 (障害者介護給付等不服審査会) に申し出ることができます。
- 苦情解決事業 障害福祉サービス等全般に関する苦情については、苦情解決事業を活用できます。各事業者に設置された苦情受付窓口にも申し出ることができますし、直接申し出ることでもできます。
- 地域福祉権利擁護事業 判断能力が不十分な方が、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスを受ける事業です。
- 成年後見事業 判断能力が不十分なため、契約の締結などの法律行為をする際、その意思決定に不安がある方について、その不十分な判断能力を補い、本人が損害を受けないようにし、本人の権利が守られるようにする制度です。

地域包括支援センターが 介護予防の拠点となります

岩村田・東地域包括支援センター

【担当地区】 岩村田・小田井・平根・三井・志賀地区

〈設置者〉 医療法人三世会 金澤病院
 〈所在地〉 佐久市岩村田795-3
 (金澤病院南側)
 ☎67-6910 ☑67-6911



臼田地域包括支援センター

【担当地区】 臼田地区

〈設置者〉 長野県厚生連 佐久総合病院
 〈所在地〉 佐久市下越16-5
 (あいとびあ臼田内)
 ☎81-5100 ☑81-5101



中込・野沢地域包括支援センター

【担当地区】 中込・平賀・内山・野沢
大沢地区

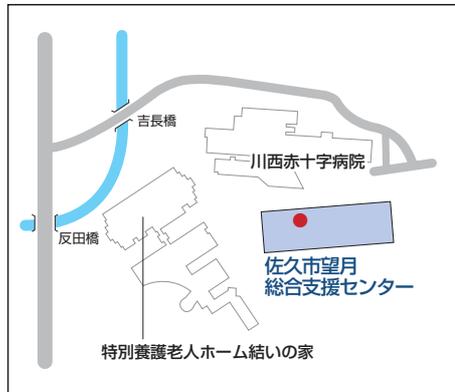
〈設置者〉 特別医療法人 恵仁会
くろさわ病院
 〈所在地〉 佐久市中込3-15-8
 (くろさわ病院西側)
 ☎64-1751 ☑64-1581



浅科・望月地域包括支援センター

【担当地区】 浅科地区・望月地区

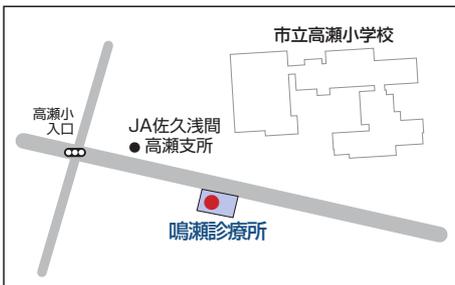
〈設置者〉 日本赤十字社 長野県支部
川西赤十字病院
 〈所在地〉 佐久市望月317-2
 (望月総合支援センター内)
 ☎53-8801 ☑53-8802



佐久中部地域包括支援センター

【担当地区】 中佐都・高瀬・岸野・桜井
前山地区

〈設置者〉 佐久市立国保浅間総合病院
 〈所在地〉 佐久市鳴瀬1274-3
 (鳴瀬診療所内)
 ☎67-4020 ☑66-7620



● 設置箇所



日常の生活圏域図

地域の身近な相談窓口として、お気軽にご利用ください

3人の職員がそれぞれの専門性を生かし、連携・協働しながら高齢者とそのご家族を支援します。

保健師

社会福祉士

**主任
ケアマネジャー**

相談内容

- 介護予防サービスや介護予防事業に関する介護予防ケアマネジメント
- 介護保険制度やその他の制度、地域資源についての相談（総合相談）
- ケアマネジャーの支援
- 高齢者の人権や権利を守る、権利擁護や虐待防止について等

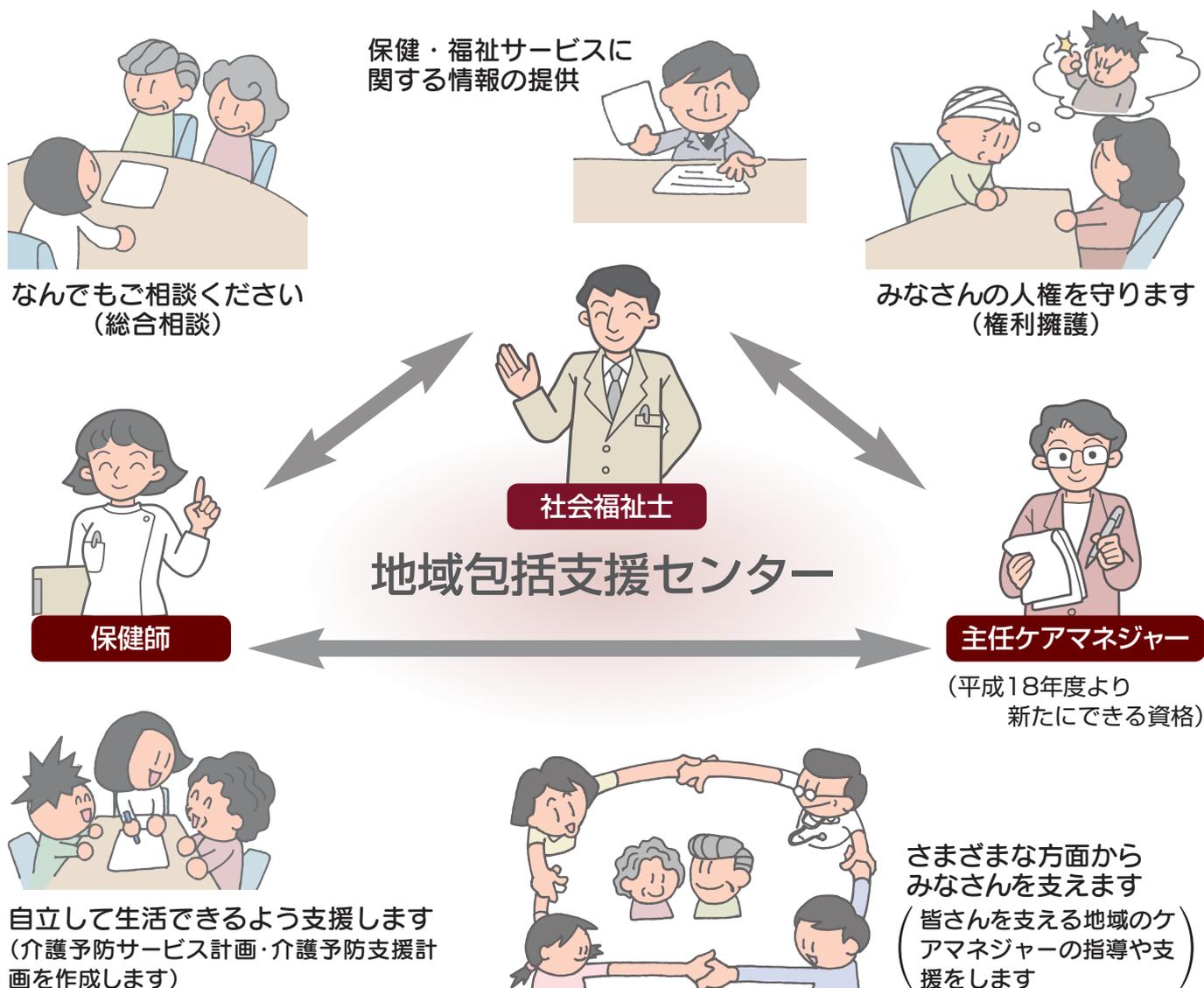
利用時間

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日および年末年始を除く）

※緊急時は、時間外でも連絡の取れる体制を整備します。

原則として、お住まいの日常生活圏域の地域包括支援センターをご利用ください。

●センターではこんな仕事をしています



■お問い合わせ 高齢者支援課 指導係 ☎62-2111 (内線221・218)

税に関するお知らせ

固定資産税・都市計画税の第1期納期の変更について

固定資産税・都市計画税は、年4回に分けて納めていただいている税です。
市税条例では、下記のとおりです。

第1期納期	4月16日から4月30日まで
第2期納期	7月16日から7月31日まで
第3期納期	9月16日から9月30日まで
第4期納期	11月16日から11月30日まで

平成18年度につきましては、3年に1度の評価替え年度に当たるため、市税条例を改正し、**平成18年度の第1期の納期を5月16日から5月31日までと変更させていただきます。**
なお、第2期から第4期につきましては、例年と同様の納期です。

固定資産の縦覧制度について

固定資産の縦覧制度は、納税者の皆さんが所有している土地や家屋の評価額を、他の固定資産と比較するための制度です。

平成18年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、下記のとおり予定していますので、この機会にぜひ評価額のご確認をお願いいたします。

なお、自己資産の評価額などは、固定資産課税台帳の閲覧制度で確認することができます。

●縦覧帳簿の内容

土地・家屋価格等縦覧帳簿	「土地」所在、地番、地目、地積、価格
	「家屋」所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

●縦覧できる人

- 納税者である人
- 納税通知書、課税明細書を持参した納税者と同居の親族や納税管理人
- 代理権を明らかにできる書類（委任状など）を持参した人
（法人の場合、法人の代表者印の押印が必要です）

土地の納税者については、土地価格等縦覧帳簿

家屋の納税者については、家屋価格等縦覧帳簿

●期間および時間 4月3日(月)～5月31日(水)

●手数料 無料

●縦覧場所 佐久市役所税務課または、各支所総務課税務係

●持ち物 印鑑・納税者であることが確認できるもの（納税通知書・課税明細書等）

■お問い合わせ	佐久市役所税務課資産税係	☎62-2111
	臼田支所総務課税務係	☎82-3111
	浅科支所総務課税務係	☎58-2001
	望月支所総務課税務係	☎53-3111

「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って、

「お金を貸します」といった内容の

偽物ダイレクトメールや携帯メール等を送りつけて、

保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手の手口が急増しています。

このような詐欺行為を「貸します詐欺」と言います。被害にあわないよう十分ご注意ください。

騙されない
ための

(第1のポイント)

- 取引関係のないところから突然送られてくる、「お金を貸します」とのダイレクトメール・携帯メール等に注意しましょう。(低金利で、しかも高額を貸し付けるかのような広告に注意)

(第2のポイント)

- 融資をする前に、さまざまな口実で**お金を振り込まそうとする手口**に注意しましょう。(保証料、保険料などの名目で必ずお金を要求してきます)

(第3のポイント)

- 「貸します詐欺」かもしれないと感じたら、送金の前に以下に問い合わせしてください。

「貸します詐欺」被害ホットライン ☎03-5320-4775(東京都貸金業対策課)

平日：午前9時～12時、午後1時～4時30分

※夜間・休日は、留守番電話の「受付ダイヤル」になります。

心
構
え
三
か
条

こんな騙しの手口にご注意ください

9月下旬、自宅に送られてきたダイレクトメールを見て50万円の融資を申し込んだところ、担当者から翌日連絡があり、「本審査が通りました。登録料5万5千円が必要です。そのお金は融資のときに返還します。」などと言われ振り込んでしまいました。その後、「登録のエラーが出たのでもう一度振り込んでください。」「保証人は要りませんが一時保険金に加入のため12万3千円が必要です。」などと言われ、総額22万3千円を振り込みましたが、その後の融資は行われませんでした。

ダイレクトメールでは大手の金融機関のグループ会社を装っていましたが、東京都に調べてもらったところ、そのような業者はいませんでした。

10月中旬、携帯電話サイトで知った業者に、180万円(年利0.9%)の融資申し込みをしたところ、「信用を確認するため、当社と取引している金融業者から融資を受けてください。そしてそのお金を郵便小包で送ってください。そのお金は、消費者金融解約センターを通じてこちらから返金します。」などと言われ、大手金融業者の2社から総額90万円の融資を受け、指示通り全額を送金してしまいました。

東京都に調べてもらったところ、その業者は、都知事登録業者を名乗っていましたが、架空の業者でした。また、すでに電話も通じない状態でした。



女性
(九州地方在住)



男性
(東北地方在住)

※以上の手口のほかに、「信用保証機関への紹介」や「債務データの改善」などさまざまな理由をつけて、融資をする前に必ずお金を振り込ませようとする。騙されないように十分ご注意ください。

今井裕介選手、 トリノ五輪で完全燃焼!

トリノ五輪スピードスケート男子1,000メートルと1,500メートルに日本代表として出場した今井裕介選手が3月6日、市役所を訪れ、三浦市長に五輪の報告や深夜に行われた応援会に対するお礼を述べられました。

今井選手は、トリノ五輪を最後に引退を表明しており、「今後は、自分を育ててくれたスケートに何らかの形で恩返しをしたい」と語ってくださいました。



佐久ものづくり研究会が 医療・介護用品を開発!

佐久ものづくり研究会(坂川卓志会長)の医療介護部会は、地元製造業者や市内の病院と連携し、電動で高さ調節ができる畳ベッド・認知症の人のはいかい防止装置・おむつなどの介護用品を出し入れしやすい介護らくらくバッグなど試作品8点を共同開発し、3月16日、信州短期大学で発表しました。

お兄さん、お姉さん、元気でね!

市内の保育園では、卒園式を前に、今春、小学校に入学する年長組の園児を年中・年少組の園児が送り出す、お別れ会が開かれました。

お別れ会では、歌を歌ったり、ゲームやプレゼント交換などが行われ、卒園児の巣立ちをみんなでお祝いしました。(写真は、泉保育園)





楽しかった一年間を みんなでまとめました

「お兄さんと遊ぼう事業」は、学生などにボランティアとして参加してもらい、子どもたちと一緒に、スポーツ・探検等を行い自立心や社会性を高めることを目的に実施してきました。

5月から毎月1回、計11回実施し、3月は、「6年生を送る会」と題して、1年間の活動をまとめたパネル作りを行いました。なお、参加児童の中で4人の6年生が卒業しました。

青色防犯パトロール出発式

3月15日、中佐都小学校において青色防犯パトロール出発式が行われました。全国的に子どもをめぐる悲惨な事件が発生し、市内でも不審者の出没、声かけ事案が増加していることから、児童生徒の登下校時の安全対策および地域防犯対策として、青色回転灯装着車両による防犯パトロールを実施するものです。今後、職員が小中学校通学路を中心に、週2～4回、パトロールを実施します。



山崎副団長、 消防庁長官表彰を受賞

佐久市消防団副団長の山崎敦雄さん(白田)が、長年の消防活動の功績を認められ、3月3日に消防庁長官表彰を授与され、3月9日、三浦市長に受賞の報告をしました。

佐久市では

4月24日から病後児保育を実施します

■お問い合わせ 児童課 保育所係 ☎62-2111 (内線213) または最寄りの保育園へ

病後児保育事業のお知らせ

病後児保育は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成および資質の向上に寄与することを目的に、病気の回復期にあり、集団保育が適当でなく、かつ、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育のできない児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフがお預かりする保育サービスです。

なお、病児保育は、10月から浅間総合病院で開始予定です。

実施保育園	国が示す事業実施基準の専用保育等を確保することが可能な園 岸野保育園 佐久市伴野1792-1 ☎63-0123		
対象児童	市内に居住する1歳から小学校就学前までの児童で、次の要件に該当する児童 ① 保育所等を使用している児童で、病気の回復期にあり、集団保育を受けることができない児童 ② 保育所等を利用していない児童で、保護者の勤務の都合、傷病、事故、冠婚葬祭等の理由により保護者による保育が困難で、病気の回復期のため一時保育が受けられない児童		
実施日時	実施日	月曜日～金曜日(祝日および年末年始は除く)	
	保育時間	午前8時～午後6時	
利用手続き	①利用(登録)申請	あらかじめ「病後児保育利用登録申請書」を児童課に提出してください	
	②利用申込	①実施保育園に、利用日時を予約してください ②かかりつけ医で診察を受け、「診療情報提供書」に必要事項を記入してもらいます(有料) ③利用当日、「病後児保育利用申込書」「診療情報提供書」を保育園に提出してください	
申請用紙等	申請書・利用申込書等の用紙は、市役所児童課、各支所保健福祉課、最寄りの保育園、佐久市の公式ホームページにありますので、お求めください		
保育料	区分	3歳以上児	3歳未満児
	午前8時～正午	450円	1,000円
	正午～午後4時	450円	1,000円
	午後4時～6時	1時間につき150円	
	※年齢区分は4月1日の年齢とします		
給食費	日額400円(乳幼児ミルク等を持参の場合は、この限りではありません)		
納入方法	利用日ごとに実施保育園に納入してください		

児童文学講演会のお知らせ

日時 4月21日(金)
午後2時～3時30分

会場 交流文化館浅科
穂の香ホール

入場料
無料



演題 「昔話が語る子どもの成長」

講師 小澤俊夫先生

現在、昔ばなし大学/昔ばなし研究所主宰
指揮者の小澤征爾氏は実弟

子どもたちの心の成長に、昔話は欠かせないものです。人の声で語られる時、昔話は大きな力を発揮します。それはなぜでしょうか？昔話の不思議な力と本質について、わかりやすく説き明かします。

■お問い合わせ 浅科図書館 ☎58-4321

佐久市子ども未来館

お知らせ



恐竜をテーマに

4/1より

宇宙船地球号

新番組スタート

4月1日より常設展示の「宇宙船地球号」に新たな番組が加わります。タイトルは「DINO BOARD (ダイナ・ボード)～私たちの地球・恐竜たちの記憶～」で、謎のナビゲーター“テラ”と一緒に恐竜の世界を体験してください。地球の誕生から生命の進化までを旅する、従来の番組も今まで通りご覧になれます。



開館5周年記念特別企画展

『びっくり!ドッキリ!』 なるほどサイエンス PART-3』

もしも、光速に近い速度で移動することができたなら、どのような景色が見えるのでしょうか?光のドップラー効果やタイムマシン効果(時間の遅れ)など聞くだけでは想像しがたい現象を、バーチャルリアリティを使って体験してみよう!



他にも、火山灰を噴き出す火山活動の様子を水中で再現した「噴火させてみよう」など、全7点を展示します。

期間 3月4日(土)～5月7日(日)

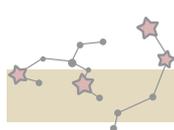
会場 企画展示室

日本宇宙少年団佐久分団

「新規分団員募集中!」

科学が好き、宇宙が好き仲間たちを募集しています。毎月1回程度、ペットボトルロケット(モデルロケット)などの製作・打ち上げや、化石の発掘、身近な材料を利用した科学実験(電気パン等)など、科学をテーマにした活動をしています。

詳しくは、佐久市子ども未来館内佐久分団事務局までお問い合わせください。



プラネタリウム春季番組

ライブ番組『^{こうどう}春の星空と黄道十二星座』 テーマ番組『^{ワールド}黄金シャトルていくミステリー世界 OOPARTS～不可思議な遺物～』

春の星空で見ることができ星座の紹介と、星占いに使う黄道十二星座にまつわるお話をします。

また、遺跡などから発見された、当時の技術や知識のレベルを超えているような遺物「^{オーバーツ}OOPARTS」(Out Of Place ARTifactS/場違いな工芸品・加工品という意味)が語る人間と宇宙のもうひとつの歴史をお楽しみください。

期間 6月25日(日)まで

利用案内

		個人	
入館料	科学展示室、科学体験工房等に入場する場合	大人	500円
		子ども	250円
観覧料	プラネタリウム投映番組を観覧する場合	大人	700円
		子ども	350円
入館観覧セット料		大人	1,000円
		子ども	500円

開館時間：午前9時30分～午後5時

休館日：木曜日(木曜日が祝日の場合は開館)

通常は毎週木曜日が休館ですが、5月4日(木)は開館します。

詳しくは佐久市子ども未来館までお問い合わせください。

☎67-2001 URL <http://www.kodomomiraikan.city.saku.nagano.jp>

健康ネットワーク
21

特別講演会

演題 「脳梗塞の予防と治療」 (脳神経外科的治療を中心に)

入場料
無料

脳梗塞は突然に発症し、後遺症を残すことが多いおそろしい疾患です。今回は脳梗塞の予防を中心に、脳外科的治療にはどのようなものがあるか、お話しします。

日時 4月28日(金) 午後7時～8時30分

会場 佐久勤労者福祉センター ホール

講師 東邦大学脳神経外科学教室
清木 義勝 教授

《専門領域》 頭蓋底外科、脳腫瘍、脳血管障害、
先天性奇形、手術機器



お問い合わせ：浅間総合病院総務課 ☎67-2295
主 催：佐久市・佐久市立国保浅間総合病院

スポーツ Sports

●スポーツ教室参加者募集

《一般対象》

■硬式テニス教室

日時 5月10日～7月12日の水曜日
(10回)、午前10時～正午

会場 千曲運動広場テニスコート

定員 40人

参加費 3,000円

■筋力トレーニング教室

日時 5月15日～7月31日の月曜日
(10回)、午前10時～正午

会場 佐久市総合体育館トレーニング室

定員 20人

参加費 2,000円

■ゴルフ教室 (小学4年生以上)

日時 5月10日～6月9日の毎週
水・金曜日(10回)、午後7時～9時

会場 佐久平カントリークラブ練習場

定員 40人

参加費 大人 3,000円
小・中学生 2,000円

※練習ボール代が別途必要になります。

申込・問合せ(全教室共通) 体育課
(佐久市総合体育館内 ☎62-2020)

または各地区体育係へ

参加費を添えてお

申し込みください。



●スポーツ大会参加者募集

第2回佐久市壮年ソフトボール大会

期間 5月14日(日)～

会場 市内中学校グラウンド他

チーム編成 ◆ファーストピッチの部…昭和41年4月1日以前に生まれた佐久市民男子で編成すること。

参加費 1チーム 10,000円

◆スローピッチの部…昭和41年4月1日以前に生まれた佐久市民男子および女子2名(年齢制限無し)以上で編成すること。

参加費 1チーム 5,000円

※チーム構成詳細は、開催要項参照

受付 4月14日(金)まで

申込・問合せ 所定の申込用紙に参加費を添えて体育課(佐久市総合体育館内 ☎62-2020)へお申し込み

ください。

募集 Classifieds

●第19回佐久鯉マラソン大会出場者募集

日時 5月4日(木)午前7時30分～
会場 駒場公園多目的グラウンド
種目 ◇ファミリーの部…小学3年生以下と保護者(1組3人まで)2km ◇小学生高学年の部…小学4～6年生各学年男女別2km ◇中学生の部…男子5km・女子3km ◇一般・高校生の部…高校生男子・一般男子5km・10km ◇一般女子(高校生も含む)5km・10km ◇シニアの部…50歳以上3km
参加費 小・中学生800円/高校生1,500円/その他3,000円
申込 4月10日(月)までに観光課(☎☎・内線456)または体育課(☎62-2020)へ直接、または郵送(現金書留・定額小為替)で参加申込書に参加費を添えてお申し込みください(締切日消印有効)。

●第31回ミス佐久鯉コンテスト出場者募集



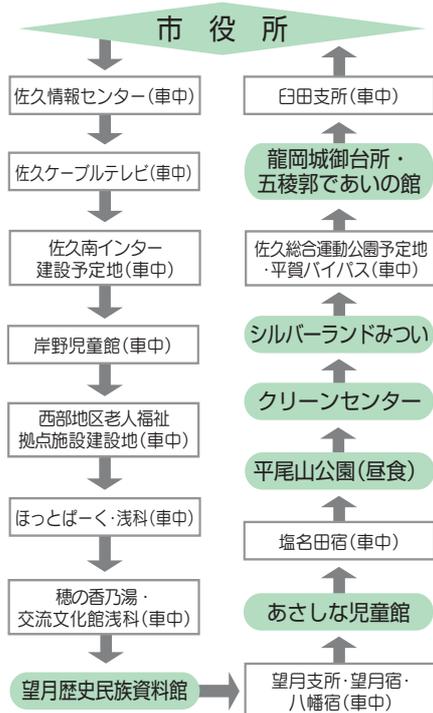
日時 5月5日(金・祝)午前11時～
会場 佐久創造館
資格 市内に在住・在勤、または南佐久郡在住の18歳以上(高校生を除く)の未婚女性
服装 和装・髪型自由
申込 4月21日(金)までに観光課(☎☎・内線456)へお申し込みください。
 ※ミス・準ミスに選ばれた方には、ミス佐久鯉として公式行事・イベントなどに参加していただきます。

●鎌倉彫教室生募集

日時 毎月第3土・日曜日 午前9時～午後4時
会場 鎌倉彫記念館
定員 30人(先着順)
参加費 1回につき500円
申込・問合せ 鎌倉彫記念館(☎82-7095 月曜日休館)

●市内施設見学の参加者募集

市民の皆さんに市内の各施設を見学していただき、市政への理解と関心を深めていただくとともに、参加者から市政に対する意見や感想をいただき、今後の市政に反映していくことを目的に、4月から11月まで毎月1回、市内施設見学を実施します。ぜひご参加ください。
日時 4月21日(金)午前8時45分までに市役所市民ホールに集合、午後4時20分終了予定
定員 57人(先着順)
参加費 無料
昼食 各自持参、または平尾山公園で各自注文
受付 4月18日(火)まで(定員になり次第締め切ります)
申込 広報広聴課(☎☎・内線419)



●自衛隊幹部候補生募集

募集内容 ◆一般 ◆技術 ◆歯科 ◆薬剤科
資格 ◆一般・技術…20歳以上22歳未満(大学卒・見込、外国における学校を卒業した者は相当と認められる者)、22歳以上26歳未満(大学院修士課程修了者は28歳未満) ◆歯科…20歳以上30歳未満(大学卒・見込) ◆薬剤科…20歳以上26歳未満(大学卒・見込、薬学修士学位取得者は28歳未満)
 ※平成18年4月1日現在
試験会場 長野第2合同庁舎(予定)
試験日 5月20日(土)・21日(日)(21日は飛行要員のみ)
受付 5月12日(金)まで
申込・問合せ 防衛庁自衛隊上田募集事務所(上田市天神4-17-3 金井M STYビル1F ☎0268-22-5267 Eメール jsdfued@mx2.avis.ne.jp)

●犬のしつけ方教室参加者募集

資格 (1)生後6か月から2歳までの犬で登録と狂犬病予防注射を実施済みであること(2)混合ワクチン接種済みの犬であること(3)全課程に参加できる犬および飼育者であること(4)動物愛護会佐久支部会員であること(受講当日に入会可)
日時 5月14日～6月25日の毎週日曜日、午前9時30分～11時30分(初回は正午まで)
会場 佐久合同庁舎会議室・駐車場
内容 ◆学科講習…知っておきたい動物の法律、犬の習性・生理と病気の知識など、しつけのポイントとしつけ方教室の注意事項 ◆実技講習…犬のしつけ方、基礎服従訓練(脚側、座れ、伏せ、待て、こい)
定員 30人(先着順)
受講料 5,000円(動物愛護会年会費1,000円を含む)
受付 4月12日(水)～4月21日(金)
申込 直接または電話で、動物愛護会佐久支部事務局(佐久保健所内 ☎63-4191)へ

●国民健康保険からのお知らせ

これまで佐久市では国民健康保険に加入されている方（老人保健該当者を除く）で精神障害通院医療公費負担受給者の皆さんについては、医療機関等窓口での自己負担額はありませんでした。

4月1日以降、「国民健康保険自立支援医療（精神通院）受給者証」を窓口で提示することにより、これまでと同様に、医療機関窓口で自己負担額を支払う必要はありません。

また、精神通院受給者証の申請手続きがお済みでない方は、国保年金課国保係または各支所住民課市民係にて手続きを済ませてください。

持ち物 ◆国民健康保険被保険者証 ◆県発行の自立支援医療（精神通院）受給者証 ◆印鑑（認印）

問合せ 国保年金課国保係（☎☎・内線253・254・256）または各支所住民課市民係

●やむを得ず飼えなくなった犬、猫の引取りについて

引取場所	引取日	引取時間
佐久合同庁舎西側駐車場	毎週木曜日 (年末年始・祝日は除く)	午前11時～正午
東信犬等管理所(小諸市)	毎週木曜日 (年末年始・祝日は除く)	午後1時30分～2時30分

※引取りは必ず定められた曜日、時間内をお願いします（この時間帯以外は受け付けません）。

持ち物 ◆印鑑 ◆犬の場合は鑑札と狂犬病予防注射済票

手数料 1件につき2,000円（長野県収入証紙による）(1)生後91日以上
の犬、猫・1頭（匹）で1件
(2)生後91日未満の仔犬、仔猫・10頭（匹）まで1件

問合せ 佐久保健所食品衛生課（☎63-4191）



●公共の宿「山荘あらふね」がオープンします



佐久高原の山荘あらふねが4月1日からオープンします。市民の皆さんには、ご家族でまた、老人会旅行や区民慰安会などに、ぜひご利用ください。

問合せ 山荘あらふね（☎65-2021）

●不老の湯保養センター「湖月荘」休館のお知らせ

不老の湯保養センター「湖月荘」は、平成18年度の管理運営受託者を公募しましたが、申込者がなかったため、4月1日から当面休館します。

問合せ 観光課（☎☎・内線456）または、臼田支所経済建設課（☎☎・内線233）

相談コーナー
Advice

●行政相談

期日 4月25日(火)

時間 午後1時～4時

会場 市役所市民ホール

問合せ 庶務課庶務係（☎☎・内線495）

●厚生・国民年金、社会保険相談

期日 4月18日(火)

時間 午前10時～午後3時

会場 佐久商工会議所

相談は、小諸社会保険事務所の相談員が行います。また、国民年金保険料の納入もできます。

問合せ 国保年金課年金係（☎☎・内線255）

●交通事故巡回相談

期日 4月14日(金)・28日(金)

時間 午前10時～午後3時

会場 佐久地方事務所

●家庭児童相談

■家庭児童相談室（祝日を除く）

日時 (月)～(金)、午前9時～午後4時

相談員 黒岩子ども特別対策推進員

相談電話 ☎☎・内線214

■各児童館

日時 (月)～(金)、午後1時～4時

相談員 各児童館長

●教育相談

■教育委員会教育相談室(祝日を除く)

日時 (月)～(金)、午前9時～午後4時

相談員 スクールメンタルアドバイザー

電話相談

学校教育課教育相談室（☎☎）

■中学校相談室（休校日を除く）

◇午前…9時30分～正午

◇午後…1時～4時

●浅間中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

直通相談電話 ☎67-7250

●野沢中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

直通相談電話 ☎62-2551

●中込中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

直通相談電話 ☎62-6810

●東中学校

期日 (月)・(木)の午後、(火)の午前

直通相談電話 ☎67-7366

●臼田中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

直通相談電話 ☎82-2130

●浅科中学校

期日 (火)・(金)の午後、(木)の午前

相談電話 ☎58-2101(代)

●望月中学校

期日 (月)・(火)・(木)の午後

直通相談電話 ☎53-3330



お知らせ Information

●5月1日号から広報「佐久」と公民館報「さくし」を合冊発行します

市では、配布文書の削減と経費節減を図るため、これまで別々に発行していた広報「佐久」と公民館報「さくし」を5月1日号から一つにまとめ、合冊発行します。

今後、市からの情報発信を広報「佐久」に集約し、チラシ・回覧文書の縮減と経費節減に努めてまいります。



●市内図書館

ネットワーク化のお知らせ

4月より新たな図書館コンピュータネットワークシステムが導入され、市内のどの図書館からでも、中央、臼田、浅科、望月の4館の図書資料の貸出、返却、検索が可能になります。

なお、4月以降、中央図書館（旧佐久市立図書館）の利用者カードはそのまま使えますが、臼田図書館の貸出券および浅科、望月図書館の利用者カードは随時統一のものに更新します。現行の貸出券、利用者カードおよび複数のカードをお持ちの方は、普段ご利用になっている図書館のカウンターまでお持ちください。

問合せ 中央図書館（☎67-2111）

●宅地分譲地価格改定のお知らせ

佐久市土地開発公社では、「公社経理基準要綱」の改正に伴い、宅地分譲価格を見直しました。市町村合併により、ライフスタイルに合わせた優良宅地の選択肢も広がりましたので、宅地をお探しの方は、土地開発公社までご相談ください。

問合せ 佐久市土地開発公社（☎62-8667 <http://saku-tochikou.jp/>）

●美笹ファミリーランド4月1日オープン



美笹ファミリーランドでは、テニスやローラースケート、クロッケーゴルフなどを楽しむことができます。ローラースケート場は、全国大会も行われる優れたリンクです。

また、隣接する美笹湖周辺では、さまざまな樹木や草花に親しめ、自然とのふれあいを楽しんでいただくことができます。

ぜひご家族やご友人などと一緒にお越しください。

ローラースケート(2時間まで)	一般	300円
	小中学生	200円
貸靴(ローラースケート)		300円
クロッケーゴルフ(1プレー)	一般	500円
	小学生以下	300円
テニスコート(1面)	午前	1,400円
	午後	1,700円

●「脳損傷による後遺障害に関する実態調査」にご協力をお願いします

事故などの後天的理由によって脳損傷を受け後遺障害をお持ちの方については、現在まで実態が明らかにされていないことから、必要な支援策の検討が遅れていました。

県では、まず実態把握から始め、今後の支援策へとつなげていくため、脳損傷による後遺障害をお持ちの方を対象に実態調査を実施することになりました。

ご家族やご近所で該当される方がいらっしゃいましたら、調査票をお送りさせていただきますので、福祉課までご連絡をお願いします。

問合せ 福祉課福祉係（☎☎・内線282）または各支所保健福祉課福祉係

●4月のつどいの広場

乳幼児連れの親たちが気軽に集い、語り合い、交流ができる場です。お気軽にお出掛けください。

時間 全会場午前9時～午後2時

■佐久市保健センター（毎週原則月・水・金曜日）

4月4日・5日・7日・10日・12日・14日・17日・19日・21日・24日・26日・28日

■切原保育園（毎週月・火・木曜日）

4月3日・4日・6日・10日・11日・13日・17日・18日・20日・24日・25日・27日

■浅科保健センター（毎週月・水・金曜日）

4月3日・5日・7日・10日・12日・14日・17日・19日・21日・24日・26日・28日

■望月総合支援センター（毎週原則月・水・木曜日）

4月3日・5日・6日・10日・11日・13日・17日・19日・22日・24日・27日・28日

問合せ 児童課児童係（☎☎・内線213）または各支所保健

福祉課福祉係

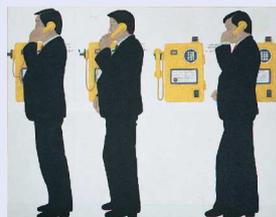


●「高齢者交通安全モデル地区」の指定について

佐久市では、平成17年度、高齢者の交通事故防止対策の一環として野沢の原地区を「高齢者交通安全モデル地区」に指定し、自治会、老人クラブをはじめ地域の方々、また、佐久警察署、佐久交通安全協会、佐久市交通指導員会など多くの皆さんの協力を得ながら、高齢者宅家庭訪問、交通安全教室等の啓発活動を展開してきました。

平成18年度は、志賀地区を「高齢者交通安全モデル地区」に指定し、各種啓発活動を展開する予定です。

問合せ 生活環境課生活交通係（☎☎・内線263）



「電話」
1982年 178.0cm×220.0cm
紙本彩色 第14回日展

「霧ヶ峰」
1987年 180.0cm×352.0cm
紙本彩色 四曲一隻屏風
個展(1987年有楽町西武アートフォーラム他)

よねたにきよかず
米谷清和
昭和22年～(1947～) 福井県出身
日展会員 多摩美術大学教授

初冬の霧ヶ峰(あるいは車山だろうか)の稜線をざっくりと割っている道路であっても痛々しさが感じられず、空はあくまでも青く、枯れた草木や落ち葉は深く枯れ葉色で、初冠雪の雪はどこまでも冷たい。ビーナスラインは昭和41年(1966)10月、霧ヶ峰線が着工されたが、自然保護運動の広がりを受け、長野県のみならず全国的な注目を集めつつ、八島線ルートや美ヶ原台上通過ルートの変更を経て、昭和56年(1981)4月全線供用開始となった。昭和62年(1987)に発表した「霧ヶ峰」を描いた米谷がそのことを知らないはずはないだろう。

この絵を見るとき佐久市立近代美術館にコレクションされている米谷の作品「電話」を考えずにはいられない。都会のビジネスマンと公衆電話を描いたその作品は、都会の現状社会を痛烈に風刺しながら、批判も哀愁も感じさせないのだ。都会、高原、人、自然。相反するように思えるモチーフに向っても、作者が今ある社会で現実起こっている事象を冷静に見つめる視線、本質を感じとろうとする姿勢は両作品に共通している。

昭和46年(1971)多摩美術大学絵画科日本画専攻卒、昭和47年(1972)日展初入選、昭和48年(1973)多摩美術大学大学院美術研究科絵画専攻修了、多摩美術大学副手。昭和59年(1984)「横の会」結成に参加。平成2年(1990)日展審査員、平成3年(1991)日展会員、平成9年(1997)多摩美術大学教授。

(文中の敬称は略させていただきます)

「霧ヶ峰」は「自然の美を描く一心のふるさとを求めて」展(4/9まで近代美術館で開催中)に出品されています。

お問い合わせ 近代美術館 ☎67-1055

4月

コスモホール

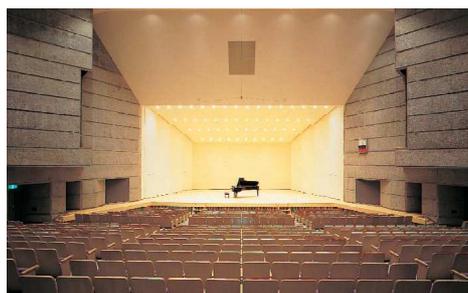
(財)佐久市文化事業団
☎82-3962

日・曜	会場	催し物	主催者・問合せ
15日(土)	大	第6回切開剥離ESD	(財)農村保健研修センター ☎82-5800

■休館日は月曜日です

ただし、月曜日が祝日の場合は開館し、翌日が休館となります。

催し物の詳細につきましては、主催者までお問い合わせください。★大は大ホール、小は小ホール、全は全館です。



コスモホールをご利用ください

コスモホールは、800席を備えた文化ホール、多目的ホールとして利用できる小ホール、図書館が併設されています。

また、会議室・茶室・調理室などの設備も充実しており、多くの皆様に幅広くご利用いただけます。

ご利用のお問い合わせは、コスモホールまでお願いします。

☎82-3962

2006年4月1日発行(毎月2回/1日・15日発行)

発行/佐久市(〒385-8501 長野県佐久市中込3056) 編集/企画部広報広聴課(TEL0267-62-2111 FAX0267-63-1680)